

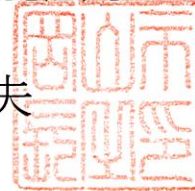
許可番号 第08320122573号

## 産業廃棄物処分業許可証

住 所 岡山市北区大井2851番地  
氏 名 有限会社タカノ産業  
代表取締役 岩 田 栄 治

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する

岡 山 市 長 大 森 雅 夫



許可の年月日 令和 4 年 7 月 21 日  
許可の有効期限 令和 9 年 7 月 18 日

### 1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分 中間処理[破碎、天日乾燥]  
(2) 産業廃棄物の種類

[破碎]廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。) 以上6種類(石綿含有産業廃棄物、自動車等破碎物及び水銀使用製品産業廃棄物を除く。)  
[天日乾燥]汚泥(建設汚泥に限る。) 以上1種類

### 2. 事業の用に供するすべての施設

#### (1) 破碎施設No.1

- ①[設置場所]許可の条件のとおり  
②[設置年月日]平成19年 7月19日  
③[処理能力]廃プラスチック類4.06t/日、紙くず3.48t/日、木くず4.00t/日、繊維くず2.69t/日、ゴムくず3.88t/日、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(廃石膏ボードに限る。)3.98t/日

#### (2) 破碎施設No.2

- ①[設置場所]許可の条件のとおり  
②[設置年月日]平成25年 2月25日  
③[処理能力]木くず4.32t/日

#### (3) 天日乾燥施設

- ①[設置場所]許可の条件のとおり  
②[設置年月日]平成19年 7月19日  
③[処理能力]汚泥(建設汚泥に限る。)96m<sup>3</sup>/日

### 3. 許可の条件

破碎及び天日乾燥を行う場所は、「岡山市北区山上字カモリ3434番外22筆(面積:5,415m<sup>2</sup>)」に限る。

### 4. 許可の更新又は変更の状況

平成19年 7月19日 新規許可  
平成29年 7月19日 更新許可  
令和 4年 7月21日 更新許可

### 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無